令和5年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

- 2. 大気環境等の保全と対策
- (3) アスベスト対策の推進
 - ① アスベスト除去工事等での飛散の未然防止のための監視・指導

(1) 事業目的

石綿※1は、耐熱性に優れ、丈夫で変化しにくい特性があり、工業原料として広範多岐に使用されていましたが、発がん性や呼吸器系等の疾患を引き起こすおそれがあるため、現在は使用が規制されています。

しかし、建築材に石綿が大量に使用された建物の老朽化に伴う改修・解体工事、あるいは自動車のブレーキ部分に使用された石綿の摩耗等により、大気環境中への飛散・蓄積が懸念されています。また、平成17年6月以降、石綿による健康被害が大きな社会問題となり、石綿除去等の対策工事が急増しました。

そこで、石綿の大気環境中への飛散防止を図るために大気汚染防止法に基づく建築物の解体等工事の監視、指導を行うとともに、石綿の飛散状況を把握するために大気環境中の石綿濃度調査を随時行っています。

(2) 取組状況

① 特定粉じん※2排出等作業実施の届出状況及び立入検査実施状況

大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業(届出対象工事に限る)は、令和4年度は52(19)件で、内訳は、解体作業が28(8)件、改造・補修作業が24(11)件でした。また、作業の実施状況を監視するため、50(19)件について立入検査を実施しました。

- ※() は松江市分である。
- ② 大気環境中の石綿濃度調査実施状況

建築物の解体等工事における石綿の飛散防止対策を監視するために、周辺状況等必要に応じ、 大気汚染防止法に定められている特定粉じん排出等作業について、大気環境中の石綿濃度調査 を実施することとしています。令和4年度は、実施が必要な事例はありませんでした。

《用語解説》

※1 石綿 (アスベスト)

石綿(アスベスト)は、天然鉱物で、その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの使用や、吹付け石綿などの除去等において適切な措置を行わないと石綿が飛散して人が吸い込んでしまうおそれがあります。以前はビルの建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹きつける作業が行われていましたが、昭和50年に原則禁止されました。 石綿は、そこにあること自体が直ちに問題ではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで飛散防止対策が図られています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379